契　約　書（案）

1．件　　名　　福岡運輸支局本庁舎　収納家具等一式購入契約
2．契 約 金 額　　金　　円（内消費税相当額　金　　円）
3．納 入 期 限　　仕様書のとおり
4．履 行 の 場 所　　仕様書のとおり
5．仕様及び数量　　仕様書のとおり
6．契 約 保 証 金　　会計法第29条の9第1項ただし書により免除。

上記について、支出負担行為担当官　九州運輸局長　日向　弘基　を発注者とし、【契約者名】を受注者として、下記条項により契約を締結する。

（総則）
第1条　受注者は、この契約に定める条件に従い標記の物品を供給し発注者は、その代価として代金を支払う。但し、仕様書の解釈その他仕様書に明示していない場合は、全て発注者の判定による。

（権利義務の譲渡等）
第2条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（検査）
第3条　受注者は、契約物品を引き渡す前、発注者又は発注者の指定する検査員の検査確認を受けなければならない。
2　発注者は、受注者より契約物品の引渡があった日から10日以内に契約条項に基づき検査を行う。
3　前項の検査に合格しない物があるときは、受注者は直ちに交換し再び検査を受けなければならない。但し、このための期限は延長しない。

（引渡）
第4条　受注者は、契約履行の場所において、第3条の検査に合格した契約物品を履行期限内に引渡すものとする。

（代金の請求及び支払）
第5条　受注者は、契約の物品について、第3条による検査に合格したのち、適法な支払請求書をもって契約物品の代金を請求するものとする。
なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
2　発注者は、受注者が前項に定める支払請求書をもって契約物品の代金を請求した場合には、これを受理し、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に受注者に代金を支払うものとする。

（引渡時期の延期）
第6条　受注者は、天災地変、その他受注者の責に帰さない事由により期限内に契約物品の納入を完了することができない場合には、発注者に対してその事由を明らかにした書面を提出して延納を求めることができる。
2　前項の場合において、発注者がやむを得ないと認めたときは、相当の日数を限りこれを承認することができる。

（納期の猶予及び延滞金）
第7条　受注者は、受注者の責に帰すべき事由により第4条の引渡時期に契約物品の引渡ができな

い場合には、発注者に対し、引渡時期の猶予を申請することができる。

2 発注者は、受注者が引渡時期の猶予を申請したときには、支障がないと認める期限（以下「猶予期限」という。）まで引渡時期を猶予することができる。

3 受注者は、前項により猶予を受けた日の翌日から猶予期限内において履行を行った日までの日数1日につき、契約金額の遅滞相当部分に対し、年3．00％に相当する金額を延滞金として発注者に支払うものとする。

（履行延滞の通知）

第8条 受注者は、引渡期限または猶予期限までに契約物品の引渡ができないおそれがあると認める場合には、遅滞なくその旨を発注者に通知し、この契約の履行について発注者と協議しなければならない。

2 故意または重大な過失により受注者が前項に定める通知を怠り、かつ引渡期限または、猶予期限までに契約物品の引渡を行わないときは、発注者は直ちに本契約を解除するものとする。

3 受注者は、前項に基づく契約解除により損害をこうむっても異議の申し立てはできないものとする。

（支払遅延利息）

第9条 発注者は、第5条第2項に定めた約定期間内に契約物品の代金を受注者に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年3．00％の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

但し、約定期間内に支払をしないことが、天災地変等発注者の責に帰さない事由による場合には、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（経費の負担）

第 10 条 契約物品の給付完了の確認を受けるまでの一切の費用は、受注者の負担とする。

（契約の解除権）

第 11 条 発注者は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部または一部を解除することができる。

（1）受注者の責に帰すべき事由により引渡期限または猶予期限までに受注者がこの契約の全部または一部を履行する見込がないとき。

（2）受注者が第2条の規定に違反したとき。

（3）受注者またはその使用人が、発注者の行う検査に際し不正行為を行い、または発注者若しくは発注者の指定する検査員等の職務の執行を妨げたとき。

（4）前3に掲げる場合のほか、受注者が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込がないとき。

（5）発注者の都合により契約の解除を必要とするとき。

（違約金）

第 12 条 発注者は、この契約の全部または一部を解除した場合で、解除の事由が第11条第4号までの規定に該当するときには、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を受注者から違約金として徴収するものとする。

2 前項において、受注者が発注者の指定する期限までに違約金を納付しない場合には、発注者は当該違約金に対し期限の終了した日の翌日から納付のあった日までの日数について、年利3．00％の利息を付して徴収するものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第13条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 10 分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事

業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の6又は独占禁止法第 89 条第1号若しくは第 95 条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3．00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第14条　発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

六　下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

七　受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（紛争の解決）
第15条　この契約について、定めのない事項及び発注者、受注者紛争または疑義の生じた事項については、その都度発注者受注者協議して定める。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、双方捺印の上各1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者　　福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
支出負担行為担当官
九州運輸局長　　日向　弘基

受注者